令和 3 年 4 月 22 日 原 子 力 規 制 庁 (最終更新:令和3年6月2日)

令和2年度に発生した原子力施設等の事故故障等をとりまとめました。

原子力規制庁は、令和2年度に発生した原子力施設等における事故故障等の報告をとりまとめましたので、お知らせいたします。

なお、原子力規制庁における評価が行われていない事象については、評価が確定次第、お 知らせいたします。

原子力施設等において、法令*1に定める事故故障等(以下「事故故障等」という。)が発生したとき、原子力事業者等は原子力規制委員会に報告することが義務付けられています。令和2年度に原子力事業者等から報告を受けた原子力施設等の事故故障等は7件でした。

○実用発電用原子炉※2	1 件
○東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所	2 件
○使用施設	1 件
○放射性同位元素等取扱事業所	3 件

なお、研究開発段階炉、試験研究炉、加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋 設施設に係る事故故障等の報告はありませんでした。

※1核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3並びに放射性同位元素等の規制に関する法律(以下「RI法」という。)第31条の2。

※2 特定原子力施設を除く。

別添資料1 事故故障等の報告件数の推移

別添資料 2 令和 2 年度に発生した事故故障等の概要

別添資料3 国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)による評価

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室

室長 金子 真幸

電話:(代表)03-3581-3352 (直通)03-5114-2121

担当:谷、細川

事故故障等の報告件数の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
BWR(沸騰水型原子炉)※2.※3	9	11	10	4	7	10	11	13	14	11	14	4	5	0	0	1	2	2	2	0	0
PWR(加圧水型原子炉)	17	4	2	9	13	5	4	10	9	4	2	4	1	0	0	1	2	0	2	3	1
GCR(ガス冷却型原子炉)	0	0																			
総件数	26	15	12	13	20	15	15	23	23	15	16	8	6	0	0	2	4	2	4	3	1
基数**4	52	53	52	52	53	55	55	55	55	56	54	54	54	54	48	48	48	48	42	42	38
1 基当たりの報告件数※5	0.5	0.3	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0

表 1-1 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数※1の推移

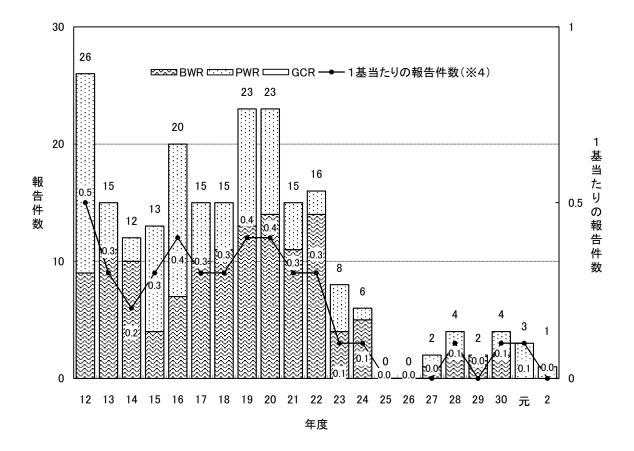


図 1-1 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数※1の推移

^{※1} 平成 15 年 10 月 1 日までは通商産業大臣通達に基づく事故故障等の報告(以下「大臣通達に基づく報告」という。)を受けており、表 1-1 及び図 1-1 には、大臣通達に基づく報告も計上している。

^{※2} 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波により発生した福島第一原子力発電所の事故故障等については、放射性物質を含む汚染水の海洋への流出等、平成 25 年 8 月 13 日までに発生した全ての事象をまとめて平成 22 年度における 1 件として計上している。また、福島第一原子力発電所は特定原子力施設に指定され、平成 25 年 8 月 14 日に特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けたことから、それ以降に発生した福島第一原子力発電所の事故故障等は「特定原子力施設」における事故故障等として計上している。

^{※3} 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波により発生した福島第二原子力発電所の事故故障等については、号機ごとに 1 件として計上している。

^{※4} 基数は各年度における営業運転を開始している原子炉の基数。廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設については、原子炉の 解体届の提出又は廃止措置計画若しくは特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けた翌年度より基数から除いている。

^{※5 1} 基当たりの報告件数は、総件数を基数で除した値(小数第二位を四捨五入)。

表 1-2 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数※1 の事象別内訳の推移

	年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
审	自動停止	1	1	0	0	2	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
運転中	手動停止	13	5	8	5	3	5	4	5	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	出力変化				0	2	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
停止	蒸気発生器伝熱管の損傷	4	2	0	3	5	1	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0	1	0	2	2	1
中	蒸気発生器伝熱管以外の損傷	1	3	0	1	7	5	5	11	6	4	1	4	5	0	0	0	2	0	0	0	0
	その他	0	0	0	2	1	1	2	4	11	5	11	1	1	0	0	1	1	2	2	1	0
	総件数	19	11	8	11	20	15	15	23	23	15	16	8	6	0	0	2	4	2	4	3	1

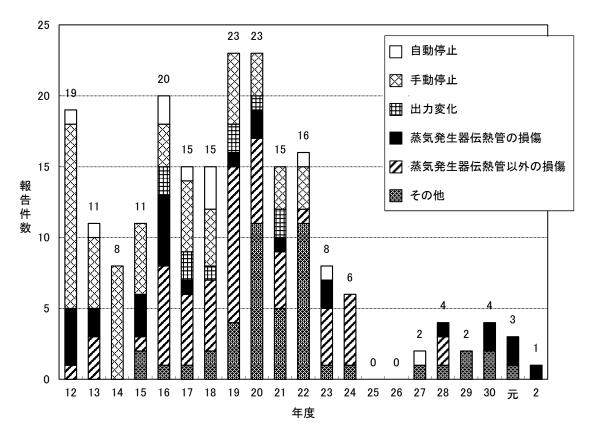


図 1-2 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数※1の事象別内訳の推移

表 1-3 廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設の報告件数の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
廃止措置中の原子炉 (廃止措置基数) ^{※2}			0 (1)	0 (3)	0 (9)	0 (9)	0 (13)														
特定原子力施設※3														5	5	2	1	1	0	2	2

^{※1} 大臣通達に基づく報告(平成 15 年 10 月 1 日以前)は計上していない。

^{※2} 廃止措置基数は、原子炉の解体届の提出又は廃止措置計画の認可を受けた基数であり、原子炉の解体届を提出した日又は廃止 措置計画認可を受けた日の翌年度より計上。

^{※3} 福島第一原子力発電所は特定原子力施設に指定され、平成25年8月14日に特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けたことから、それ以降に発生した福島第一原子力発電所の事故故障等は、「特定原子力施設」における事故故障等として計上している。

表 2 研究開発段階炉の報告件数の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
もんじゅ*1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
ふげん※2	1	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総件数	1	1	2	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

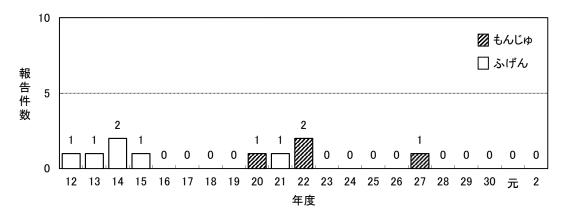


図 2 研究開発段階炉の報告件数の推移

表 3 試験研究炉の報告件数の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
総件数※3	7	4	3	7	2	1	0	2	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0

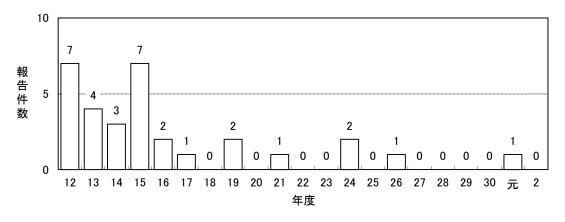


図3 試験研究炉の報告件数の推移

^{※1} 平成29年3月28日に廃止措置計画を認可。

^{※2} 平成20年2月12日に廃止措置計画を認可。

^{※3} 平成 24 年度の 2 件及び平成 26 年度の 1 件の事故故障等の発生施設は、原子炉設置許可(試験研究炉)及び核燃料物質の使用の 許可(使用施設)を受けている施設であるが、試験研究炉として計上し、使用施設としては計上していない。

表 4 その他原子力施設の報告件数の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
加工施設	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
再処理施設	1	0	0	0	1	0	0	1	3	2	1	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0
廃棄物管理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物埋設施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用施設**1	0	0	1	0	0	2	1	4	0	1	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1
総件数	1	0	1	0	1	2	1	6	5	3	5	3	2	1	0	1	0	2	1	0	1

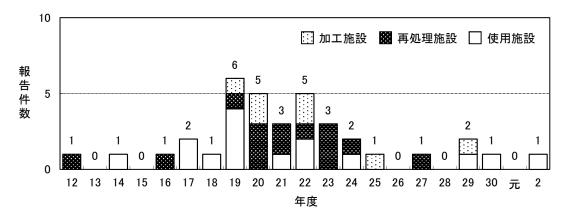


図 4 その他原子力施設の報告件数の推移

表 5 放射性同位元素等取扱事業所の報告及び届出件数※2の推移

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
総件数※3	6	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3

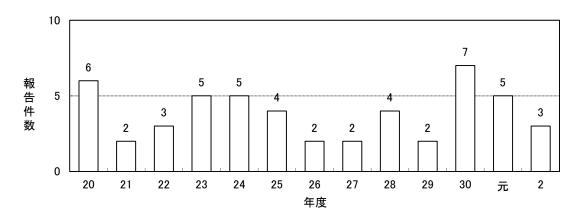


図 5 放射性同位元素等取扱事業所の報告及び届出件数※2の推移

^{※1} 平成24年度の2件及び平成26年度の1件の事故故障等の発生施設は、原子炉設置許可(試験研究炉)及び核燃料物質の使用の許可(使用施設)を受けている施設であるが、試験研究炉として計上し、使用施設としては計上していない。

^{※2} 平成20年度から平成24年度までの報告件数は文部科学省により集計されたもの。

^{※3} 平成 28 年度には京都大学医学部における火災発生に伴う RI 法第 33 条第 3 項(平成 30 年改正前の RI 法)に基づく届出(1 件) が含まれる。

令和2年度に発生した事故故障等の概要

表 1 実用発電用原子炉(特定原子力施設を含む)の事故故障等の概要

	発生年月日	施設名•件名	概要
1	令和2年 5月1日	東京電力 ホールディングス(株) 福島第一原子力発電所 原子炉格納容器窒素封 入設備における運転上 の制限逸脱	令和2年5月1日、東京電力ホールディングスから、福島第一原子力発電所原子炉格納容器窒素封入設備における運転上の制限の逸脱について、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和2年7月22日に、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、第5回原子力規制委員会(令和3年4月21日)において、本件に対する原子力規制庁の評価及び今後の対応について了承した。
2	令和2年 11月 20 日	関西電力(株) 高浜発電所 4号機 定期検査中に確認され た蒸気発生器伝熱管の 損傷	令和2年11月20日、関西電力から、定期検査のため停止中の高浜発電所4号機において、蒸気発生器の伝熱管について、A-蒸気発生器伝熱管及びC-蒸気発生器伝熱管にきず等の存在を示す有意な信号指示が確認されたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和3年1月25日(令和3年2月19日付で補正)、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、第50回原子力規制委員会(令和3年3月3日)において、本件に対する原子力規制庁の評価及び今後の対応について了承した。
3	令和 3 年 3 月 25 日	東京電力 ホールディングス(株) 福島第一原子力発電所 核燃料物質等の管理区 域内漏えい	令和3年3月25日、東京電力ホールディングスから、福島第一原子力発電所の一時保管エリアにおいて、コンテナ内に保管されていた核燃料物質等がコンテナの外に流出した可能性が否定できないことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。令和3年4月6日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出され、現在、事業者において原因調査及び再発防止対策の検討を行っているところである。

表 2 その他原子力施設の事故故障等の概要

	発生年月日	施設名•件名	概要
1	令和 2 年 4 月 13 日	東北大学 金属材料研究所附属量 子エネルギー材料科学 国際研究センター	にある排気筒の倒壊が確認されたことから、法令報告事象に該当 するとの報告を受けた。
		研究棟排気筒の倒壊	令和2年7月15日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、第5回原子力規制委員会(令和3年4月21日)において、本件に対する原子力規制庁の評価及び今後の対応について了承した。

表 3 放射性同位元素等取扱事業所の事故故障等の概要

	発生年月日	施設名•件名	概要
1	令和 2 年 6 月 17 日	(公)札幌医科大学附属 病院 放射性同位元素の所在 不明	令和2年6月17日、札幌医科大学附属病院から、密封線源(ヨウ素125)が所在不明となったことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和3年1月7日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については原子力規制庁が妥当であると評価し、第11回原子力規制委員会(令和3年6月2日)に報告・了承された。
2	令和 2 年 11 月 27 日	(一社)藤元メディカルシステム藤元総合病院 放射線業務従事者の計画外被ばく	令和2年11月27日、藤元総合病院から、放射線業務従事者1名が、PET薬剤を生成中に放射性同位元素(炭素11)の入った小瓶を落下させ、当該放射性同位元素が室内に漏えいしたことにより、5ミリシーベルトを超えるおそれのある計画外の被ばくが発生したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。その後、再評価および実測値の確認の結果、計画外の被ばくが5ミリシーベルトを超えていなかったことが確認された。令和3年5月13日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、第11回原子力規制委員会(令和3年6月2日)に報告された。
3	令和 2 年 11 月 30 日	アイバ産業(株) 放射性同位元素の所在 不明	令和 2 年 11 月 30 日、アイバ産業から、密封線源(セシウム 137)が所在不明となったことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 3 年 5 月 7 日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については原子力規制庁が妥当であると評価し、第 11 回原子力規制委員会(令和 3 年 6 月 2 日)に報告・了承された。

国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)による評価※1

表1	実用発電用	月原子炉(特定	₹原子力施設	である福島第	有一原子力発	電所を含む)	の評価結果	
年度	未評価	評価対象外※2	レベル 0	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 7	計
12		7	19	0	0	0	0	26
13		0	14	1	0	0	0	15
14		2	10	0	0	0	0	12
15		1	12	0	0	0	0	13
16		0	19	1	0	0	0	20
17		1	12	2	0	0	0	15
18		1	13	1	0	0	0	15
19		3	19	1	0	0	0	23
20		1	18	4	0	0	0	23
21		1	12	2	0	0	0	15
22		1	8	2	1	3	1	16
23		0	7	1	0	0	0	8
24		0	6	0	0	0	0	6
25		5	0	0	0	0	0	5
26		5	0	0	0	0	0	5
27		2	2	0	0	0	0	4
28		1	3	1	0	0	0	5
29		1	2	0	0	0	0	3
30		0	4	0	0	0	0	4
元		2	3	0	0	0	0	5
2	1	1	1	0	0	0	0	3
計	1	35	184	16	1	3	1	241

- 注1. 東北地方太平洋沖地震に伴い東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力 発電所において発生した事象である平成22年度の5件(レベル1:1件、レベル3:3件、レベル7:1件)、 平成 23 年度の 1 件(レベル 0:1 件)は、暫定評価中である。
- 注2. 福島第一原子力発電所については、同発電所の状況を踏まえ、平成25年度に発生した事故故障等より、 INES レベルが 6 以上に相当するものでない場合には INES 評価を行わないこととしている。

我 2 到 20 别 20 20 A 20 A 1						
年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	計	
12	0	1	0	0	1	
13	0	1	0	0	1	
14	1	1	0	0	2	
15	0	1	0	0	1	
16	0	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	0	
18	0	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	0	
20	0	0	1	0	1	
21	0	1	0	0	1	
22	0	2	0	0	2	
23	0	0	0	0	0	
24	0	0	0	0	0	
25	0	0	0	0	0	
26	0	0	0	0	0	
27	0	1	0	0	1	
28	0	0	0	0	0	
29	0	0	0	0	0	
30	0	0	0	0	0	
元	0	0	0	0	0	
2	0	0	0	0	0	
計	1	8	1	0	10	

表 2 研究開発段階炉の評価結果

^{※1} 評価件数については事象の発生年月日の年度で区分している。

^{※2} 福島第一原子力発電所において原子炉等規制法第64条の2第2項の規定に基づく特定原子力施設に係る実施計画の認可日以 後に発生した、INESレベルの格付けを行わないとした事象も含む。

表 3 試験研究炉の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	計
12	0	7	0	0	7
13	0	2	0	0	2
14	0	3	0	0	3
15	0	3	0	0	3
16	0	2	0	0	2
17	0	1	0	0	1
18	0	0	0	0	0
19	0	2	0	0	2
20	0	0	0	0	0
21	0	1	0	0	1
22	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0
24	0	2	0	0	2
25	0	0	0	0	0
26	0	1	0	0	1
27	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
元	0	1	0	0	1
2	0	0	0	0	0
計	0	25	0	0	25

表 4 その他原子力施設の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	計
12	0	0	0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0	0	0
14	0	1	0	0	0	0	1
15	0	0	0	0	0	0	0
16	0	1	0	0	0	0	1
17	0	1	1	0	0	0	2
18	0	1	0	0	0	0	1
19	0	5	1	0	0	0	6
20	0	3	2	0	0	0	5
21	0	3	0	0	0	0	3
22	0	4	1	0	0	0	5
23	0	1	2	0	0	0	3
24	0	1	1	0	0	0	2
25	0	1	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	0	1
28	0	0	0	0	0	0	0
29	0	1	0	1	0	0	2
30	0	1	0	0	0	0	1
元	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	0	0	0	0	1
計	0	26	8	1	0	0	35

表 5 放射性同位元素等取扱事業所の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	計
20	0	4	1	1	6
21	0	2	0	0	2
22	0	3	0	0	3
23	0	5	0	0	5
24	0	5	0	0	5
25	0	3	1	0	4
26	0	2	0	0	2
27	0	2	0	0	2
28	0	4	0	0	4
29	0	2	0	0	2
30	0	7	0	0	7
元	1	3	1	0	5
2	1	2	0	0	3
計	2	44	3	1	50

注 1. 平成 20 年 4 月 18 日より、文部科学省において、放射性同位元素等取扱事業 所の事故故障等について INES による評価を開始。

INES で事象を評価するための一般基準

INES レベル	人と環境	施設における放射線バリアと管理	深層防護		
7 深刻な事故	・計画された広範な対策の 実施を必要とするような、 広範囲の健康および環 境への影響を伴う放射性 物質の大規模な放出。				
6 大事故	・計画された対策の実施を 必要とする可能性が高い 放射性物質の相当量の 放出。				
5 広範囲な影響 を伴う事故	性が高い放射性物質の 限定的な放出。	・炉心の重大な損傷。 ・高い確率で公衆が著しい被ばく を受ける可能性のある施設内の 放射性物質の大量放出。これは、 大規模臨界事故または火災から 生じる可能性がある。			
4 局所的な影響 を伴う事故	・地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうもない軽微な放射性物質の放出。 ・放射線による少なくとも1名の死亡。	・炉心インベントリーの 0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷。 ・高い確率で公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。			
3 重大な 異常事象	10 倍を超える作業者の 被ばく。	被ばく線量率。 ・公衆が著しい被ばくを受ける可能	・安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態。・高放射能密封線源の紛失または盗難。・適切な取扱い手順を伴わない高放射能密封線源の誤配。		
2 異常事象	被ばく。	・50 mSv/時 を超える運転区域内の放射線レベル。・設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染。	・実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。 ・安全設備が健全な状態での身元不明の高放射能密封線源、装置、または、輸送パッケージの発見。 ・高放射能密封線源の不適切な梱包。		
1 逸脱			・法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。・十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題。・低放射能の線源、装置または輸送パッケージの紛失または盗難。		
安全上重要でない(評価尺度未満/レベル 0)					

INES ユーザーズマニュアル 2008 年版より